

議案第八十九号

港区美容師法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区美容師法施行条例の一部を改正する条例

港区美容師法施行条例（平成二十四年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二号を加える。

六 手指及び器具を洗浄するための流水式の設備を設けること。

七 頭髪に係る作業を行う場合は、流水式の洗髪器を設けること。ただし、区長が公衆衛生

上支障がないと認める場合は、この限りでない。

付 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十一条第一項の規定による届出がされている美容所については、この条例による改正後の港区美容師法施行

条例第三条第六号及び第七号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後において、現に存する美容所の増築、改築、大規模の修繕等をするため、美容師法第十一条第二項の規定による変更の届出をする場合で、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

(説明)

美容所について講ずべき衛生上必要な措置を追加するため、本案を提出いたします。